

学校指定変更 手続き等について

【通学区域・学校の指定について】

箱根町をはじめ、ほとんどの市町村では、住民登録している住所地により通学区域を定め、指定された小・中学校に通学することが原則となっています。

(根拠規定：学校教育法施行令第5条)

【学校指定変更について】

特別な事情がある場合には、保護者が申し立てを行い、基準に基づき相当と認める場合には、指定した就学校の変更を許可する場合があります。

学校指定変更を希望する場合は、注意事項と許可基準を確認のうえ、事前に学校教育課の担当にお問い合わせください。学校指定変更申立書等の必要書類は、連絡のあった方にお送りしています。必要に応じて、教育委員会に来ていただき、特別な事情等の聞き取りを行いますので、あらかじめご承知おきください。

学校教育課直通電話番号：0460-85-7600

【注意事項】

1. 学校指定変更の許可にあたっては、許可基準の他に、次の要件を充たす場合に認めています。
 - (1) 児童の通学途上の安全確保は、保護者が責任をもって行う。
 - (2) 災害の発生及び児童の病気、怪我その他緊急時には、保護者等と学校との連絡を円滑に行う。
 - (3) 通学にかかる費用は、全額保護者が負担する。
 - (4) 児童及び保護者等の状況に変更が生じる場合は、必ず学校及び教育委員会へ報告する。
2. 教育委員会が必要と認めるときには、許可基準の表に掲げる提出書類以外の書類等の提出を求める場合があります。
3. 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合、指定変更許可の取消し、又は許可しない場合があります。
 - (1) 申立の内容に虚偽があると判断するとき
 - (2) 許可の理由が消滅したとき
 - (3) その他特別の事情により、保護者が希望する学校または変更を許可した学校への就学が困難であると判断するとき

【学校指定変更許可基準】

申立理由		対象学年	許可期間 (最長)	提出書類	
1	転居	① 学区外へ転居した後も、従前の在籍校へ通学する場合	1～5年生	学年末まで	①学校指定変更申立書
			6年生	卒業まで	
	② 学区外へ転居した後も、学校行事への参加を理由とし、従前の在籍校へ通学する場合	全学年	学校行事終了まで		
2	一時転居	① 住宅の新・改築の理由により、一時的に学区外に居住するが、従前の在籍校へ通学する場合	新1年生 全学年	必要と認められる期間 (概ね6か月)	①学校指定変更申立書 ②売買契約書、工事請負契約書等の写し(工事完了もしくは再入居時期が確認できるもの) ※その他状況を証明する書類(必要に応じて)
		② 災害、親族の病気、保護者の仕事の都合により、一時的に学区外に居住するが、従前の在籍校へ通学する場合			
3	転居予定	① 概ね1学期中の転居が確実で、転居予定地の学校へ入学する場合	新1年生	転居予定日まで	①学校指定変更申立書 ②売買契約書、工事請負契約書等の写し(工事完了もしくは再入居の時期が確認できるもの) ※状況を証明する書類(必要に応じて)
		② 転居が確実で、学期当初から転居予定地の学校へ通学する場合	全学年		
4	家庭の事情	① 保護者の就労状況により、一時的に親戚の家、保護者の勤務先で児童を監護するため、監護者の居住地又は監護先が所在する地域の学校へ通学する場合	新1年生 全学年	学年末まで	①学校指定変更申立書 ②保護者の就労証明書等 ③一時監護者の同意書(任意様式) ※緊急時の対応者が一時監護者の場合は、同意書に明記
5	教育的配慮	① いじめ、不登校の理由により、指定校の変更を希望する場合	新1年生 全学年	学年末まで	①学校指定変更申立書 ②在籍校(園)の長の意見書等(必要に応じて)
		② その他、特別の事情により、教育的配慮が必要な場合			
	③ 兄弟姉妹が学校指定変更の許可を受けており、同じ学校へ通学する場合	①学校指定変更申立書 ②兄弟姉妹の学校指定変更許可書類写し			

申立理由			対象 学年	許可期間 (最長)	提出書類
6	身体的理由 ①	身体的理由により、指定校以外の学校へ通学する場合	新1年生 全学年	学年末まで	①学校指定変更申立書 ②診断書等（必要に応じて）
7	地理的理由 ①	地理的条件、交通機関等通学の便を考慮し、指定校以外の学校への通学が指定された学校よりも安全であると判断できる場合	新1年生 全学年	年度末まで	①学校指定変更申立書